

令和 6 年度 【 西柘植地区市民センター 】 の管理に関する評価シート

1 施設の概要

名称	西柘植地区市民センター
所在地	伊賀市下柘植 6243 番地
構成施設等	西柘植地区市民センター
開館日及び開館時間	平日 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
休館日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び年末年始（12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで）
施設所管課	伊賀支所

2 指定管理者等

団体名称	西柘植地域まちづくり協議会
指定期間	令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日
指定管理料	総額 22,704,000 円（令和 6 年度 8,664,000 円）

3 業務実施の状況

(1) 施設の使用の状況

区分	貸出可能数 (件)	貸出数 (件)	稼働率 (%)	利用者数 (人)	備考
大会議室	723	277	38.3	3,823	
小会議室	723	188	26.0	1,208	
和室	723	150	20.7	1,001	
小ホール	723	494	68.3	5,711	
計	2,892	1,109	38.3	11,743	

(2) 利用料金の収入等の状況

区分	利用料金合計 (A)	減免額 (B)	差引額 (A-B)	うち、未収入額
「該当なし」				
計				

(3) 管理に関する収支状況

単位：円

収入				支出	差引 (A-B)
指定管理料	利用料金	その他	合計 (A)	合計 (B)	
8,664,000	0	738,166	9,402,166	9,402,166	0

※自主事業に係る経費を除く。

#### 4 評価

##### (1) 【西柘植地区市民センター】の設置目的、評価指標及び達成水準

###### ア 施設の設置目的

地域住民の連帯意識を高め、健康で文化的な近隣社会の建設とその発展に寄与するため。

###### イ 評価指標及び達成水準

評価指標	達成水準	達成状況
地区市民センター利用延べ利用人数	13,600	11,743
達成状況に対するコメント 令和6年度における達成状況は、11,743人で、達成水準より約14%減となり、行政利用者の減少と衆議議員選挙と市長・議会選挙の期日前投票所の利用のため、利用が制限されたことによる影響が大きかった。 ただ、設置の目的に直結した地域活動やサークル等の利用人数全体は、対前年比は100.5%で、2回の選挙があったものの昨年を上回った。達成水準13,600人の到達は厳しい。		

##### (2) 運營業務に関する市の履行確認及び評価

###### ア 施設の運営に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
管理責任者1人を常時配置すること。	○	B
必要な職員として、仕様書に定める係員を配置すること。	○	
職員の勤務形態はセンターの運営に支障がないように定めること。	○	
職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。	○	
障害者差別解消法の施行に伴う差別を解消するための措置の実施すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

###### イ 自主事業（仕様書に定める自主事業をいう。）に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
施設の自主事業（仕様書に定める自主事業をいう。）を計画し、実施すること。	○	B
事業実施にあたって、地域住民および利用者の施設に関するニーズを適正に反映すること。	○	
事業実施にあたって、各年齢層や世代間交流を考慮した対象者とする。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

###### ウ 会議室等の利用に供すること。

業務内容	履行確認	市評価
利用料金については、市長の承認を得て定めること。	—	B
施設の有効利用、利用促進、利便性の向上等を考慮し、必要に応じて、利用料金の減免または徴収の猶予をすること。	—	
施設設置条例に基づき、適切に使用許可をすること。	○	

施設設置条例に基づき、必要に応じて使用を制限すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

エ 施設及び設備の維持管理に関すること。

業務内容	履行確認	市評価
施設及び設備に関して仕様書別表1に定める保守管理を行うこと。	○	B
駐車場の管理を行うこと。	○	
施設賠償責任保険に加入すること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

オ その他

業務内容	履行確認	市評価
緊急時対策、防犯・防災対策について、マニュアルを作成し、職員に指導および訓練すること。	○	B
個人情報の保護に関し、法令に基づき適正な管理体制を取り、職員に周知徹底を図ること。	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

(3) 各種計画書及び報告書等の提出等に関する市の履行確認及び評価

業務内容	履行確認	市評価
事業計画書及び収支計画書を提出し、市の承認を得ること。【中間】	○	B
月次業務報告書を指定の期日までに提出すること。【中間・年度末】	○	
事業報告書及び収支決算書を指定の期日までに提出すること。【中間】	○	
自己評価を行い、モニタリング結果を提出すること。【中間・年度末】	○	
評価に対するコメント（評価B以外は必須）		

【履行確認】

- ：業務を実施した。
- ×：業務を実施していない。
- ：業務が発生しなかった。

【評価の基準】

- A：協定書、仕様書等の水準を上回る（履行状況に「×」がなく、仕様以上の業務を行ったとき。）。
- B：協定書、仕様書等の水準を満たしている（履行状況に「×」がないとき。）。
- C：協定書、仕様書等の水準を満たしていない（履行状況に1つ以上「×」があるとき。）。